60828

浜松市指令健生第261324号

令和　　８年１０月２８日

住所　　浜松市中央区大島町３８０番地の２

氏名　　株式会社　ＩＫＭｏｂｉｌｉｔｙ　様

浜松市保健所長　　板倉　秋

営　業　許　可　証

令和　８年１０月２７日 付け申請のあった営業については、

食品衛生法第５５条第１項の規定により次のとおり許可します。

記

1　営業所の所在地　　浜松市内一円

2　営業所の名称等　　ｅｍｕ．
浜松８００せ２５８３

3　営業の種類　　飲食店営業

4　許可条件　　自動車形態の飲食店営業に限る。

5　許可期間　　令和１４年　９月３０日まで

教示　裏面のとおり

注意　本書に記載の許可期間満了後、なお引き続き営業する場合は、許可期間満了の日の前３カ月から１カ月までの間に営業許可申請書（継続）を提出して下さい。

＜教示＞

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。